

令和6年3月1日
北新潟農業協同組合

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

当組合では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として更に浸透と定着を図るべく、以下の取組みに努めてまいります。

1. 保証契約の必要性を判断する際は、以下の点について確認し、その上で適切な保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行ってまいります。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
2. お客さまと保証契約を締結する際は、以下について可能な限り個別具体的にご説明させていただきます。
 - ① どの部分が十分ではない為に保証契約が必要なのか。
 - ② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。
 - ③ 原則として、保証履行時の履行請求は一律に保証金額全額に対して行うものではないこと。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、本ガイドラインに則り経営者保証を求めない対応が可能かを改めて検討し、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

本件に関するお問い合わせ先
北新潟農業協同組合 融資課
TEL0254-26-2600